

公 示 送 達 書

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、下記の者にかかる次に掲げる書類を公示送達します。なお、これらの書類は宇多津町税務課が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

令和 8年 6月12日

宇多津町長 谷川 俊博



記

送達をうけるべき者の氏名（名称）	送達すべき書類を特定するために 必要な情報	通 知 書 番 号
刈谷 莉恩	地方税法第294条	2318
神原 諭	地方税法第294条	1318
LE TUAN AN	地方税法第294条	2742
DONG DANG KHOA	地方税法第294条	2743
NGUYEN MINH HOANG	地方税法第294条	2865
CLAVECILLAS CARMELO NUNEZ	地方税法第294条	3034

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは上記の書類の送達があったものとみなされます。